

## 只木ゼミ後期第4問検察反対尋問レジュメ

文責:1班

### I. 反対尋問

- 5 1. クレカ詐欺において確かに被害者を信販会社と捉えることも考えられるが、加盟店を被害者と捉えた方が被害者と被欺罔者が一致して合理的でないか。
2. 加盟店は信販会社に対する信義則として、支払者の支払能力・支払意思を確認する義務があり、それは制度上期待されているのではないか。
3. 法的な被害者(本件では、加盟店)、経済的被害者(本件では、信販会社)が一致しない場合
- 10 の不合理はどこにあるのか。

以上